

岐阜県精神保健福祉協会 会則

(名 称)

第1条 この会は、岐阜県精神保健福祉協会と称する。

(事務局)

第2条 この会に事務局をおく。事務局は、岐阜市下奈良、岐阜県福祉・農業会館内におく。

(目 的)

第3条 この会は、岐阜県における精神保健の向上を図り、県民の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (2) 精神障がい者対策の促進
- (3) 精神保健福祉関係者の知識、技術の向上
- (4) 関係諸機関との連絡調整
- (5) その他この会の目的に必要な事業

(役 員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
評議員	若干名
監 事	2 名

第6条 会長、副会長は理事会で選出する。

- 2 理事は評議員会で選出する。
- 3 評議員、監事は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 監事はその他の役員を兼ねることができない。

(任 期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(職務及び権限)

第8条 会長は、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 会長が指名した理事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 評議員会に付議すべき事項
 - (4) その他業務遂行に必要な事項
- 5 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告の承認

- (2) 予算及び決算の審査
- (3) その他この会の事業遂行に関する重要事項

6 監事は、事業及び会計の監査を行う。

(名誉顧問及び顧問)

第9条 この会に名誉顧問及び顧問をおくことができる。

2 名誉顧問及び顧問は会長が委嘱する。

(事務局等)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局に、事務局長、機関誌編集責任者及び職員若干名をおくことができる。

2 事務局職員は、会長の指示を受け、事業実施が円滑に行われるよう努めねばならない。

(会 議)

第11条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会

2 総会は年1回会長が招集し、会務、予算及び決算の報告を行う。

3 評議員会及び理事会は、必要と認めるときに会長が招集し、その議長となる。会長に事故あるときは副会長または会長が指名した者が代行する。

(委員。委員会等)

第12条 この会に、専門委員若干名をおき、会長が別に定める部門ごとに、専門委員会を組織する。

2 専門委員は、会員の中から、会長が委嘱するものとし、各部門ごとに委員の互選による委員長、副委員長をおく。

3 各部門の委員長と副委員長をもって企画委員会を組織し、委員の互選による委員長をおく。

4 企画委員会は、その委員長が必要と認めるときに招集し、この会の事業実施について企画検討する。決定事項速やかに会長に報告し、承認を経て事業実施を行う。

5 企画委員長は、緊急の必要があり、委員会を開くことができないとき、又は軽易な事項で委員会を開く必要がないと認めるときは、会長の承認を経て実施事項を決定することができる。

6 専門委員会は、事業遂行の細目の検討及び実施を行う。

7 第2項に定める委員の委嘱期間は2年とし、再委嘱することができる。ただし、補欠により委嘱した委員については、前任者の残任期間とする。

(会 員)

第13条 この会の趣旨に賛同する個人又は団体で入会を申し出たものを会員とする。

2 会員を分けて次の3種とし、会員は理事会、評議員会の承認を経て会長が別に定める額の会費を負担する。

個人会員

団体会員

特別会員

(経 費)

第14条 この会の経費は、次のものをもってあてる。

- ① 寄付金
- ② 会費
- ③ 事業に伴う収入
- ④ その他の収入

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(委任)

第16条 この会の会則に定めるもののほか、この会の事業遂行に関し必要な事項は会長が別に定める。

(改正)

第17条 この会則の改正は、理事会の承認を経て評議員会で決定し、総会に報告する。

(附則)

この会の設立当初の役員は、第6条の規定にかかわらず、設立発起人会で定める。この会則は、昭和36年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、昭和39年4月1日から施行する。

ただし、第17条の改正規定は昭和39年10月1日から適用する。

(附則)

この会則は、昭和43年3月6日から施行する。

(附則)

この会則は、昭和48年5月17日から施行する。

(附則)

この会則は、昭和63年6月21日から施行する。

(附則)

この会則は、平成6年7月6日から施行する。

(附則)

この会則は、平成8年7月17日から施行する。

(附則)

この会則は、平成11年7月7日から施行する。

(附則)

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年6月28日から施行する。